武豊町汚水適正処理構想

令和４年２月

武豊町

1 汚水適正処理構想とは

住民生活や経済活動に伴い発生する汚水は、街や河川、海の水質悪化の原因となり、悪臭や害虫の発生等の問題も生じるため、適切な処理が必要です。

汚水の処理方法には、下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽等の様々な方法があり、土地の利用や地域の特性に応じて、その方法を選択する必要があります。

「汚水適正処理構想」とは、「どの地区で、どのような汚水処理方法を採用するのか？」を、整備に要する費用や時間、地域の事情等を考慮して作成する計画です。

本町では、平成７年度に最初の構想を策定し、平成 15、23、27 年度に見直しを行い、今回が４度目の見直しとなります。

2 見直しの理由

本町では、市原・原田地区で実施していた農業集落排水を、下水道に接続することで２つの処理場を廃止し、令和２年度に汚水処理事業の統合を行いました。

前回の汚水適正処理構想では、農業集落排水区域全体を下水道区域へ編入する計画でしたが、当該地区で現在下水道に接続されていない土地は、主に田畑等で利用されています。これらの土地については、下水道を整備する予定がないため、下水道の区域から除外する必要が生じています。

3 武豊町の汚水処理の現状と課題

１） 現状

家庭で発生する汚水は、①し尿（トイレ排水）と、②生活雑排水（炊事や洗濯、入浴等により発生する排水）の２つがあります。現在武豊町では、住環境や水質の保全を行うために、①と②の両方を適切に処理することのできる、下水道、もしくは合併処理浄化槽の２つの処理方法にて、汚水処理を行っています。

現在、下水道と合併処理浄化槽を合わせた汚水処理人口普及率は、87.3％です（表１）。（愛知県平均は 91.8％）

汚水処理人口に含まれない方は、合併処理浄化槽区域内にお住まいで、

単独処理浄化槽やし尿汲み取りによって、①のみ汚水処理を行っている方です。今後、速やかに合併処理浄化槽に切り替えていただく必要があります。

また、下水道区域内にお住まいでも、浄化槽やし尿汲み取りをご利用の方は、速やかに下水道へ接続をしていただく必要があります。

表1　武豊町の汚水処理人口（令和２年度末）

	住民基本台帳人口	汚水処理人口		
			下水道（区域内人口）	合併処理浄化槽（処理人口）
処理人口（人）	43,547	38,021	35,321	2,700
普及率（%）	－	87.3	81.1	6.2

２）　武豊町の抱える課題

本町の下水道では、汚水と雨水の２つの事業を行っていますが、近年各地で集中豪雨が多発し、本町においても雨水施設の整備が必要となっています。しかし、近年の財政状況を考慮すると、雨水施設の整備と、汚水処理のための下水道整備区域の拡大を同時に行うことは困難な状況にあります。

4　見直しの基本方針

近年の財政状況を考慮して、汚水処理については、下水道の既整備区域以外は合併処理浄化槽の区域とします。

5　見直しの結果

変更箇所

Ⅰ　市原・原田地区（下水道整備済み区域を除く）　90.1ha

下水道　→　合併処理浄化槽

Ⅱ　公共施設建設検討区域他　1.3ha

合併処理浄化槽　→　下水道

表２　構想見直しの結果（最終像）

事業種別		見直し前		見直し後	
		面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)
集合処理	下水道	792.7	34,063	703.9	35,188
個別処理	合併処理浄化槽	1,799.3	8,276	1,888.1	7,151
合計		2,592.0	42,339	2,592.0	42,339

※最終像における面積及び人口は、令和 12 年度末見込みを基準として表示
※別添「見直し箇所図」参照

6　今後の整備の見込み

本町の下水道は、事業計画区域内はほぼ整備が完了しています。今後は公共施設等の移転に合わせた下水道整備を、令和 12 年度頃までに行う予定です。

また、「ほぼすべての方が下水道、もしくは合併処理浄化槽により適切に汚水を処理する」という汚水処理の概成（がいせい）に向け、引き続き、合併処理浄化槽区域において、単独浄化槽やし尿汲み取りから合併処理浄化槽へ転換するための普及活動に取り組んでいきます。

見直し箇所図

S=1/10,000

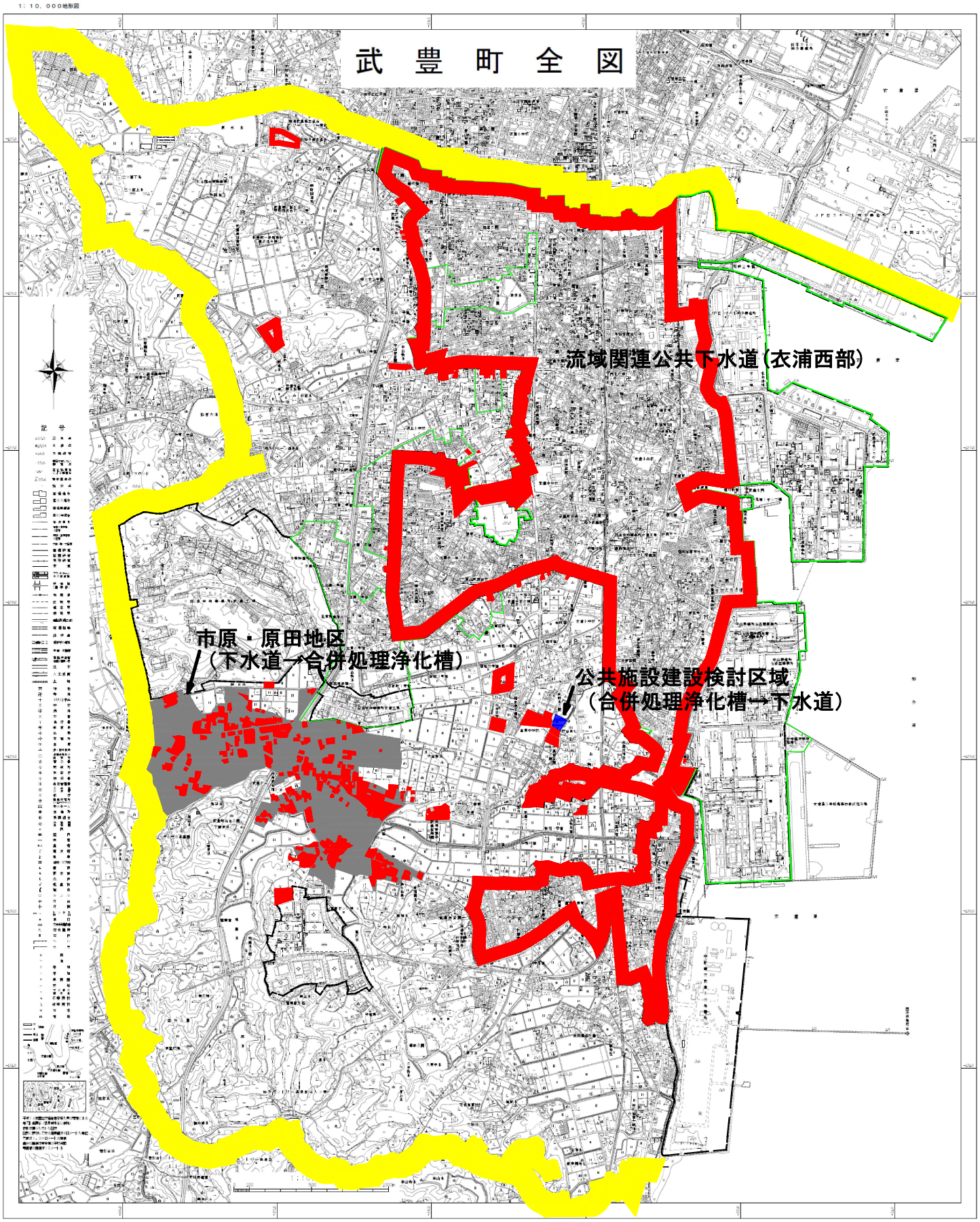

凡　例	
	行政区域界
	市街化区域
	平成27年ＤＩＤ区域

凡　例		
事業	下水道（流域関連公共下水道）	
	合併処理浄化槽	色なし
主な見直し箇所		

武豊町汚水適正処理構想（案）			
図　名	見直し箇所図		
縮　尺	1/10,000	図　版	
年　月	令和　4　年　1　月		
武豊町建設部上下水道課			